## 会社更生等による債務免除等があった場合の欠 損金の損金算入に関する明細書

	_			. —						_				_		• —	
Ι	更	生	欠	損	余	の	損	余	算	λ	に	関	す	る	明	細	書

	更生等による債務免除等 の損金算入に関する明細		あった場合の欠 <sup>連</sup> 事		法人名	(		別表七の
	I	更	巨生欠損金の損金	算え	入に関する明細書			二付表三
債	債務の免除を受けた金額	1	円	債務免除	純 評 価 益 の 額 (4)-(5) (マイナスの場合は0)	6	P	平二
務 免 除	私財提供を受けた金銭の額	2		除の内に訳	計 (1) + (2) + (3) + (6)	7		+111・111
等 に よ	私財提供を受けた	3		欠損。	適用年度終了の時における 前期以前の事業年度又は連結 事業年度から繰り越された 欠損金額及び個別欠損金額	8		· 十 以
る利	金銭以外の資産の価額			金 額 の	連結欠損金個別帰属額 (当該連結法人の別表七の 二付表一「7の計」)	9		後終了
益の内	資産の評価益の総額	4		計算	差 引 欠 損 金 額 (8)-(9)	10		連結事業年度分
訳	資産の評価損の総額	5		当 ((7	期 控 除 額	11		未年度分

### Ⅱ 民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金の損金算入に関する明細書

債務	債務の免除を受けた金額	12	円	欠損	適用年度終了の時における 前期以前の事業年度又は連結 事業年度から繰り越された 欠損金額及び個別欠損金額	18	円
免除。	私財提供を受けた金銭の額 私財提供を受けた金銭の額 私財提供を受けた 金銭以外の資産の価額		3	金額の	連結欠損金個別帰属額 (当該連結法人の別表七の 二付表一「7の計」)	19	
等 に よ			14		差引欠損金額	20	
る利	資産の評価益の総額 (別表十四(一)「13」)	15			(18) — (19)		
益の	資産の評価損の総額 (別表十四(一)「24」)			個別所得金額仮計 (別表四の二付表「47の①」)			
内 ]	計 (12) + (13) + (14) + (15) — (16)	17		当 ((17)	期 控 除 額、(20)と(21)のうち少ない金額	22	

#### Ⅲ 民事再生等評価換えが行われる場合以外の場合の再生等欠損金の損金算入及び解散の場合の欠損金の損金算入に関する明細書

債務	債務の免除を受けた金額	23	23		適用年度終了の時における 前期以前の事業年度又は連結 事業年度から繰り越された 欠損金額及び個別欠損金額 連 結 欠 損 金 当 期	27	円)
免除等	私財提供を受けた金銭の額	24		金額の	連 結 欠 損 金 当 期 控除額の個別帰属額 (当該連結法人の別表七の 二付表ー「17の計」)	28	
による利益の内訳	私財提供を受けた			計算	差 引 欠 損 金 額 (27) — (28)	29	
	金銭以外の資産の価額	25		個 (別a	別 所 得 金 額 長四の二付表「47の①」)- (28)	30	
	計 (23) + (24) + (25)	26	26		期 控 除 額、(29)と(30)のうち少ない金額)	31	

## 別表七の二付表三の記載の仕方

#### 1 更生欠損金の損金算入に関する明細書

- (1) この明細書は、連結法人が法第81条の3第1項 《個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入》 (法第59条第1項《会社更生等による債務免除等 があった場合の欠損金の損金算入》の規定により 法第81条の3第1項に規定する個別損金額(以下 「個別損金額」といいます。)を計算する場合に 限ります。)の規定の適用を受ける場合に記載し ます。
- (2) 「適用年度終了の時における前期以前の事業年度又は連結事業年度から繰り越された欠損金額及び個別欠損金額8」には、当期の別表五の二(一)付表一の「期首現在連結個別利益積立金額①」の「差引合計額25」に記載されるべき金額がマイナス(△)である場合のその金額を記載します。

# 2 民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金の損金算入に関する明細書

- (1) この明細書は、連結法人が法第81条の3第1項 (法第59条第2項の規定により個別損金額を計算 する場合で同項第3号に掲げる場合に該当する場 合に限ります。) の適用を受ける場合に記載しま す。
- (2) 「適用年度終了の時における前期以前の事業年度又は連結事業年度から繰り越された欠損金額及び個別欠損金額18」には、当期の別表五の二(一)付表一の「期首現在連結個別利益積立金額①」の「差引合計額25」に記載されるべき金額がマイナス(△)である場合のその金額を記載します。
- (3) 「個別所得金額仮計 21」欄の記載に当たっては、連結親法人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」といいます。)第23条第6項(連結法人の震災損失の繰戻しによる法人税額の還付)の規定の適用を受ける場合には、各連結法人の

別表四の二付表「47の①」の外書の金額を「別表四の二付表「47の①」」の金額に加算して計算します。

## 3 民事再生等評価換えが行われる場合以外の場合 の再生等欠損金の損金算入に関する明細書

- (1) この明細書は、連結法人が法第81条の3第1項 (法第59条第2項の規定により個別損金額を計算 する場合で同項第3号に掲げる場合に該当しない 場合又は同条第3項の規定により個別損金額を計 算する場合に限ります。) の規定の適用を受ける 場合に記載します。
- (2) 「適用年度終了の時における前期以前の事業年度又は連結事業年度から繰り越された欠損金額及び個別欠損金額27」には、当期の別表五の二(一)付表一の「期首現在連結個別利益積立金額①」の「差引合計額25」に記載されるべき金額がマイナス(△)である場合のその金額を記載します。
- (3) 「個 別 所 得 金 額 30」の欄の (別表四の二付表「47の①」-(28) 30」の欄の 記載に当たっては、連結親法人が震災特例法第23 条第6項の規定の適用を受ける場合には、各連結 法人の別表四の二付表「47の①」の外書の金額を 「別表四の二付表「47の①」」の金額に加算して計算します。
- 4 「当期控除額31」の欄は、連結法人が法第81条の 3第1項(法第59条第3項の規定により個別損金額 を計算する場合に限ります。)の規定の適用を受け る場合には、「(26)、」を消してください。
- 5 この明細書には、法第59条第1項に規定する更生 手続開始の決定があったこと又は令第117条各号に 掲げる事実が生じた旨を証する書類その他規則第 26条の6(会社更生等により債務の免除を受けた金 額等の明細等に関する書類)に規定する書類を添付 する必要があります。